

保育所等利用調整基準表

児童氏名		男・女	平成 年 月 日生	4/1現在 歳
------	--	-----	-----------	---------

(1)利用基準指数

基準番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細分	父	母
1	居宅外労働	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	14	14
		1日7時間以上の就労を常態又は月140時間以上160時間未満の就労を常態	12	12
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	10	10
		1日5時間以上の就労を常態又は月100時間以上120時間未満の就労を常態	8	8
		1日4時間以上の就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	6	6
	自営業	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	14	14
		1日7時間以上の就労を常態又は月140時間以上160時間未満の就労を常態	12	12
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	10	10
		1日5時間以上の就労を常態又は月100時間以上120時間未満の就労を常態	8	8
		1日4時間以上の就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	6	6
2	自営	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	12	12
		1日7時間以上の就労を常態又は月140時間以上160時間未満の就労を常態	10	10
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	8	8
		1日5時間以上の就労を常態又は月100時間以上120時間未満の就労を常態	6	6
		1日4時間以上の就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	4	4
	内職	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	6	6
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	5	5
		1日4時間以上就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	4	4
3	妊娠・出産	産前8週・産後10週	/	10
4	疾病等	入院	14	14
		概ね1ヵ月以上常時臥床者	14	14
		医師が概ね1ヵ月以上加療(安静)を要すると診断した者	10	10
		比較的軽症だが、定期的に通院等を要する者	5	5
	障がい	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A	14	14
		身体障がい者手帳3・4級又は療育手帳B	6	6
身体障がい者手帳5・6級		4	4	
5	介護・看護等	病院等付添	10	10
		常時臥床で身辺自立の不可能の者を介護している場合	10	10
		通院付添や身辺自立可能者の介護を1ヵ月以上行う場合	4	4
6	災害復旧	災害復旧等に当たっている場合	14	14
7	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	3	3
8	就学	就学している場合	6	6
9	虐待・DV	虐待やDV等、児童の保護が必要な場合	14	14
10	育休継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	6	6
11	特例	保護者不在(離婚・死別・単身赴任等)	14	14
12		その他市長が特別と認めた場合	14	14

(2) 家庭等の状況における調整指数

調整項目		調整指数		
		父	母	
家庭の状況 (※1)	ひとり親で同居親族がいない	+5		
	ひとり親で同居親族がいる	+3		
	同居祖父の状況	祖父が65歳未満で無職(障がい等の場合除く)	-3	
		祖父が65歳未満で内職	-1	
	同居祖母の状況	祖母が65歳未満で無職(障がい等の場合除く)	-3	
		祖母が65歳未満で内職	-1	
	別居祖父母の状況	65歳未満の別居の祖父母(置賜3市5町居住)が未就労(障がい等の場合除く)	父方-1	母方-1
		父方及び母方の祖父母が置賜地方(3市5町)以外に居住(不在含む)	+1	
	その他同居親族の状況	その他同居親族が65歳未満で無職	-2	
		その他同居親族が65歳未満で内職	-1	
児童数	18歳以下の児童数が4人以上	+1		
世帯構成	父母のみの世帯(核家族世帯)	+1		
兄弟の状況	在園児の兄弟姉妹(※2)	+4		
	兄弟姉妹が同時に利用申込み(※3)	+3		
	兄弟姉妹で別々の保育所に通園し、同じ保育所へ転園希望(※4)	+2		
その他の調整	前年度入所申込者で待機となっている者のうち、8月までに入所申込みしている(※5)	+1		
	生活保護世帯で求職中の場合	+1		
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+1		
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+2		
	子どもが障がいをもつ場合	+1		
	育児休業明けで特に保育が必要と認められる場合	+1		
	保育士・保育教諭として保育所等に勤務する場合	+1		
小規模保育事業などの卒園児童(※6)	+1			

注釈

- ※1 世帯分離をしていても住所が同じ、若しくは敷地内別居である場合、同居とみなす。
- ※2 兄弟姉妹(卒園予定児童は除く)がすでに利用中の施設に新規入所を希望する場合。小規模保育事業等の卒園による転所含む。
- ※3 同時新規入所又は小規模保育事業等の卒園により同時入所希望の場合。
- ※4 現在入所中の施設に継続入所可能な場合で、転所希望の場合。
- ※5 前年度入所希望月が10月までの者とする。
- ※6 対象月齢が2歳児までの認可保育所等の卒園児童を含む。

審査結果	基準点数	-調整指数	+調整指数	合計点数	基準番号	
					父	母
特記事項						

同一指数時の優先順位

順位	内容
1	長井市民(転入予定含む)
2	利用基準指数の点数が高い世帯
3	保育の協力者(市内在住の祖父母等)がいない世帯
4	保育を必要とする事由の優先順位 1災害、2虐待・DV、3疾病または障がい、4就労(居宅外労働)、5就労(居宅内労働)、6妊娠・出産、7介護・看護等、8就学、9求職
5	家庭状況、就労状況等を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる世帯